



鳥取県公報

平成17年 3月18日(金)
号外第31号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 市町村の区域ごとの民生委員の定数の一部改正(164)(福祉保健課)..... 1
 悪臭防止法による規制地域及び規制基準の一部改正(165)(環境政策課)..... 2
 銃猟禁止区域の設定の一部改正(3件)(166~168)()..... 2
 環境美化促進地区の指定の一部改正(169)(循環型社会推進課)..... 5
 化製場等に関する法律第9条第1項による区域の指定の一部改正(170)(県民生活課)..... 5

告 示

鳥取県告示第164号

昭和46年鳥取県告示第783号(市町村の区域ごとの民生委員の定数について)の一部を次のように改正し、平成17年3月22日から施行する。

平成17年 3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後							改 正 前							
鳥取市	504人	三朝町	35人	南部町	36人		鳥取市	504人	三朝町	35人	中山町	18人		
米子市	298人	北条町	22人	伯耆町	42人		米子市	298人	関金町	19人	南部町	36人		
倉吉市	158人	大栄町	24人	日南町	31人		倉吉市	139人	北条町	22人	伯耆町	42人		
境港市	86人	湯梨浜町	50人	日野町	22人		境港市	86人	大栄町	24人	日南町	31人		
岩美町	48人	琴浦町	65人	江府町	19人		岩美町	48人	湯梨浜町	50人	日野町	22人		
郡家町	30人	日吉津村	9人				郡家町	30人	琴浦町	65人	江府町	19人		
船岡町	17人	淀江町	22人				船岡町	17人	日吉津村	9人				
八東町	21人	大山町	20人				八東町	21人	淀江町	22人				
若桜町	24人	名和町	25人				若桜町	24人	大山町	20人				
智頭町	32人	中山町	18人				智頭町	32人	名和町	25人				

鳥取県告示第165号

平成15年鳥取県告示第381号（悪臭防止法による規制地域及び規制基準について）の一部を次のように改正し、平成17年3月22日から施行する。

平成17年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>1 規制地域</p> <p>鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡郡家町、船岡町、八東町及び智頭町、東伯郡三朝町、北条町、大栄町、湯梨浜町及び琴浦町並びに西伯郡日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町、南部町及び伯耆町の区域のうち別図に示す地域</p> <p>2 略</p>	<p>1 規制地域</p> <p>鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡郡家町、船岡町、八東町及び智頭町、東伯郡三朝町、<u>関金町</u>、北条町、大栄町、湯梨浜町及び琴浦町並びに西伯郡日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町、南部町及び伯耆町の区域のうち別図に示す地域</p> <p>2 略</p>

鳥取県告示第166号

平成14年鳥取県告示第544号（銃猟禁止区域の設定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月22日から施行する。

平成17年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
名称	区 域	存続期間	面 積	名称	区 域	存続期間	面 積
略				略			
小鴨川銃 猟禁止区 域	平成17年3月22日市町 合併前の倉吉市蔵内地内 の反土橋から倉吉市と平 成17年3月22日市町合併 前の関金町の境界までの 小鴨川の河川区域	平成14年 11月1日 から平成 24年10月 31日まで	50ヘ クタ ール	小鴨川銃 猟禁止区 域	倉吉市蔵内地内の反土 橋から倉吉市と関金町の 境界までの小鴨川の河川 区域	平成14年 11月1日 から平成 24年10月 31日まで	50ヘ クタ ール
略				略			

鳥取県告示第167号

平成15年鳥取県告示第625号（銃猟禁止区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月22日から施行する。

平成17年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
名称	区 域	存続期間	名称	区 域	存続期間
略			略		
農大銃猟禁止区域	倉吉市関金町大鳥居地内の市道仙隠線と県道下米積関金線との交点を起点とし、同所から同市道を西方に進み、市道朝干1号線に至り、同市道を北方に進み、市道朝干2号線に至り、同市道を北方に進み、平成17年3月22日市町合併前の関金町と平成17年3月22日市町合併前の倉吉市との境界線に至り、同境界線を北東に進み、県道下米積関金線に至り、同県道を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成15年11月1日から平成25年10月31日まで	農大銃猟禁止区域	東伯郡関金町大字大鳥居地内の町道仙隠線と県道下米積関金線との交点を起点とし、同所から同町道を西方に進み、町道朝干1号線に至り、同町道を北方に進み、町道朝干2号線に至り、同町道を北方に進み、同郡関金町と倉吉市との境界線に至り、同境界線を北東に進み、県道下米積関金線に至り、同県道を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成15年11月1日から平成25年10月31日まで
金谷銃猟禁止区域	平成17年3月22日市町合併前の関金町と平成17年3月22日市町合併前の倉吉市との境界線と小鴨川左岸との交点を起点とし、同所から同境界線を南方に進み、国道313号線に至り、同国道を南西に進み、市道本町大鳥居線に至り、同市道を北方に進み、矢送川左岸に至り、同岸を南西に進み、日吉神社敷地の南西側境界線に至り、同境界線を北西に進み、市道金谷線に至り、同市道を北方に進み、市道宮ノタワ線に至り、同市道を西方に進み、市道金谷向田線に至り、同市道を西方に進み、市道広瀬ヶ平線に至り、同市道を西方に進	平成15年11月1日から平成25年10月31日まで	金谷銃猟禁止区域	東伯郡関金町と倉吉市との境界線と小鴨川左岸との交点を起点とし、同所から同境界線を南方に進み、国道313号線に至り、同国道を南西に進み、町道本町大鳥居線に至り、同町道を北方に進み、矢送川左岸に至り、同岸を南西に進み、日吉神社敷地の南西側境界線に至り、同境界線を北西に進み、町道金谷線に至り、同町道を北方に進み、町道宮ノタワ線に至り、同町道を西方に進み、町道金谷向田線に至り、同町道を西方に進み、町道広瀬ヶ平線に至り、同町道を西方に進み、小	平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

み、市道井手1号線に至り、同市道を北西に進み、小鴨川左岸に至り、同岸を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	鴨川左岸に至り、同岸を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域
略	略

鳥取県告示第168号

平成16年鳥取県告示第787号（銃猟禁止区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月22日から施行する。

平成17年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
名称	区 域	存続期間	名称	区 域	存続期間
略			略		
新興銃猟禁止区域	倉吉市関金町堀地内の市道七石ヶ平線と県営一般農道関金線との交点を起点とし、同所から同農道を北東に進み、市道開拓線に至り、同市道を西方に進み、同市道の終点に至り、同所から北西に170メートル進み、高塚三角点に至り、同所から平成17年3月22日市町合併前の倉吉市と平成17年3月22日市町合併前の関金町との境界を東方に進み、市道森越7号線に至り、同市道を南方に進み、県営一般農道関金線に至り、同農道を南東に進み、市道森越6号線に至り、同市道を南方に進み、長尾溜池の南岸で交差する天神野水路に至り、同水路を西方に進み、市道七石ヶ平線に至り、同市道を西方及び北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域。	平成16年11月1日から平成26年10月31日まで	新興銃猟禁止区域	東伯郡関金町大字堀地内の町道七石ヶ平線と県営一般農道関金線との交点を起点とし、同所から同農道を北東に進み、町道開拓線に至り、同町道を西方に進み、同町道の終点に至り、同所から北西に170メートル進み、高塚三角点に至り、同所から倉吉市と関金町との境界を東方に進み、町道森越7号線に至り、同町道を南方に進み、県営一般農道関金線に至り、同農道を南東に進み、町道森越6号線に至り、同町道を南方に進み、長尾溜池の南岸で交差する天神野水路に至り、同水路を西方に進み、町道七石ヶ平線に至り、同町道を西方及び北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域。	平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
略			略		

鳥取県告示第169号

平成11年鳥取県告示第751号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月22日から施行する。

平成17年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
1 指定する地区			1 指定する地区		
地区名	市町村	地区の区域	地区名	市町村	地区の区域
略			略		
倉吉市伝統的建造物群・ポケットパーク周辺地区	倉吉市	1～4 略	倉吉市伝統的建造物群・ポケットパーク周辺地区	倉吉市	1～4 略
倉吉市関金町清流遊YOU村地区	倉吉市	1 倉吉市関金町小泉の一部（清流遊YOU村の区域） 2 市道小泉線の次の区間 起点 御崎原橋 終点 倉吉市関金町小泉字屋敷通246地先	倉吉市関金町清流遊YOU村地区	倉吉市	1 倉吉市関金町小泉の一部（清流遊YOU村の区域） 2 市道小泉線の次の区間 起点 御崎原橋 終点 倉吉市関金町小泉字屋敷通246地先
略			略		
三朝町三朝温泉地区	三朝町	1～11 略	三朝町三朝温泉地区	三朝町	1～11 略
略			略		
2 略			2 略		

鳥取県告示第170号

平成2年鳥取県告示第455号（化製場等に関する法律第9条第1項による区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月22日から施行する。

平成17年 3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
1 ~ 5 略	1 ~ 5 略
<u>6</u> 略	<u>6</u> 東伯郡関金町の区域のうち 大字関金宿
<u>7</u> 略	<u>7</u> 略
<u>8</u> 略	<u>8</u> 略
	<u>9</u> 略